

# 令和6年度 防火管理に関する講習開催案内

主 催 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部  
後 援 八戸地域防災協会

## 1 趣 旨

消防法では、学校、病院、百貨店等一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、資格を有する防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならないと定められています。

防火管理者の資格としては、防火管理業務を適切に遂行することができる「管理的、監督的地位」にあることと、防火管理上必要な「知識、技能」を有していることが要件となります。（消防法施行令第3条第1項）

このうち、「知識、技能」については、一般的には今回の「防火管理講習」を受講して修得し、資格を取得することとなります。

※職歴、資格等により、既に「知識、技能」を有していると認められており、講習を受講しなくてよい場合があります。（8その他（5）を参照）

## 2 各防火管理講習の受講対象者

### 甲種新規 甲種防火管理新規講習（2日間受講）

- |   |
|---|
| ◎ 養護老人ホーム等の社会福祉施設など、自力避難が困難な方が利用し、就寝を伴う施設又はそれらを含む建物で、建物全体の収容人員が <b>10人以上</b> の関係者（甲種防火対象物という。）          |
| ◎ 飲食店、ホテル、病院、物品販売店舗など不特定多数の方が出入りする建物で、建物全体の収容人員が <b>30人以上</b> 、かつ、延べ面積が <b>300㎡以上</b> （甲種防火対象物という。）の関係者 |
| ◎ 工場、事務所、共同住宅などの建物で、建物全体の収容人員が <b>50人以上</b> 、かつ、延べ面積が <b>500㎡以上</b> （甲種防火対象物という。）の関係者                   |

### 乙種 乙種防火管理講習（1日間受講）

- |   |
|---|
| ◎ 飲食店、ホテル、病院、物品販売店舗など不特定多数の方が出入りする建物で、建物全体の収容人員が <b>30人以上</b> 、かつ、延べ面積が <b>300㎡未満</b> （乙種防火対象物という。）の関係者   |
| ◎ 工場、事務所、共同住宅などの建物で、建物全体の収容人員が <b>50人以上</b> 、かつ、延べ面積が <b>500㎡未満</b> （乙種防火対象物という。）の関係者   |
| ◎ 甲種防火対象物に入店するテナント等のうち次のいずれかに該当する者<br>・養護老人ホーム等で収容人員が <b>10人未満</b> のもの<br>・飲食店、物品販売店舗など不特定多数の方が出入りするもので収容人員が <b>30人未満</b> のもの<br>・事務所、倉庫などで収容人員が <b>50人未満</b> のもの |

※乙種防火管理講習の対象者であっても、甲種防火管理新規講習を受講することができます。

### 甲種再講習 甲種防火管理再講習（半日間受講）

飲食店、ホテル、病院、物品販売店など不特定多数の方が出入りする建物及びこれらの施設を含む建物等のうち、建物全体の収容人員が**300人以上**、かつ、甲種防火管理者の選任を必要とする建物又はテナントで、防火管理者に選任されている甲種防火管理新規講習修了者が受講対象者です。

甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の修了日から、防火管理者に選任された日までの期間が4年より長い場合は、選任された日から1年以内に、4年以内の場合は、講習修了日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。また、以後直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。

※ テナントが複数あるなど、管理権原が分かれている建物は、各テナント部分についても管理権原ごとに防火管理者が必要です。小規模テナント等で乙種防火管理者の選任でよい事業所の防火管理者は、甲種防火管理再講習の受講義務はありません。

※必要な資格に関する御質問は、消防本部予防課へお問い合わせください。

### 3 開催日程

#### (1) 開催日及び申込期間

講習区分	講習日		申込み期間	受講定員
甲種防火管理 新規講習 (2日間受講)	第1回	令和6年 5月13日(月)	令和6年4月8日(月) ～令和6年5月7日(火)	70名
		令和6年 5月14日(火)		
	第2回	令和6年 6月11日(火)	令和6年4月8日(月) ～令和6年6月4日(火)	70名
		令和6年 6月12日(水)		
	第3回	令和6年 8月19日(月)	令和6年4月8日(月) ～令和6年8月9日(金)	70名
		令和6年 8月20日(火)		
	第4回	令和6年 9月4日(水)	令和6年4月8日(月) ～令和6年8月28日(水)	70名
		令和6年 9月5日(木)		
	第5回	令和6年11月7日(木)	令和6年4月8日(月) ～令和6年10月30日(水)	70名
		令和6年11月8日(金)		
	第6回	令和6年12月3日(火)	令和6年4月8日(月) ～令和6年11月26日(火)	70名
		令和6年12月4日(水)		

講習区分	講習日	申込み期間	受講定員
乙種防火管理講習 (1日間受講)	令和6年 8月23日(金)	令和6年4月8日(月) ～令和6年8月9日(金)	70名

講習区分	講習日		申込み期間	受講定員
甲種防火管理 再講習 (半日間受講)	第1回	令和6年 5月15日(水)	令和6年4月8日(月) ～令和6年5月7日(火)	70名
	第2回	令和6年11月6日(水)		

#### (2) 講習の定員

**各講習区分 各回 70名**

※ 定員になり次第、受付を終了させていただきますので早めにお申込みください。  
 ※ 諸般の事情により変更する場合がございますので、お申込みの際には最新情報をホームページ等で御確認願います。

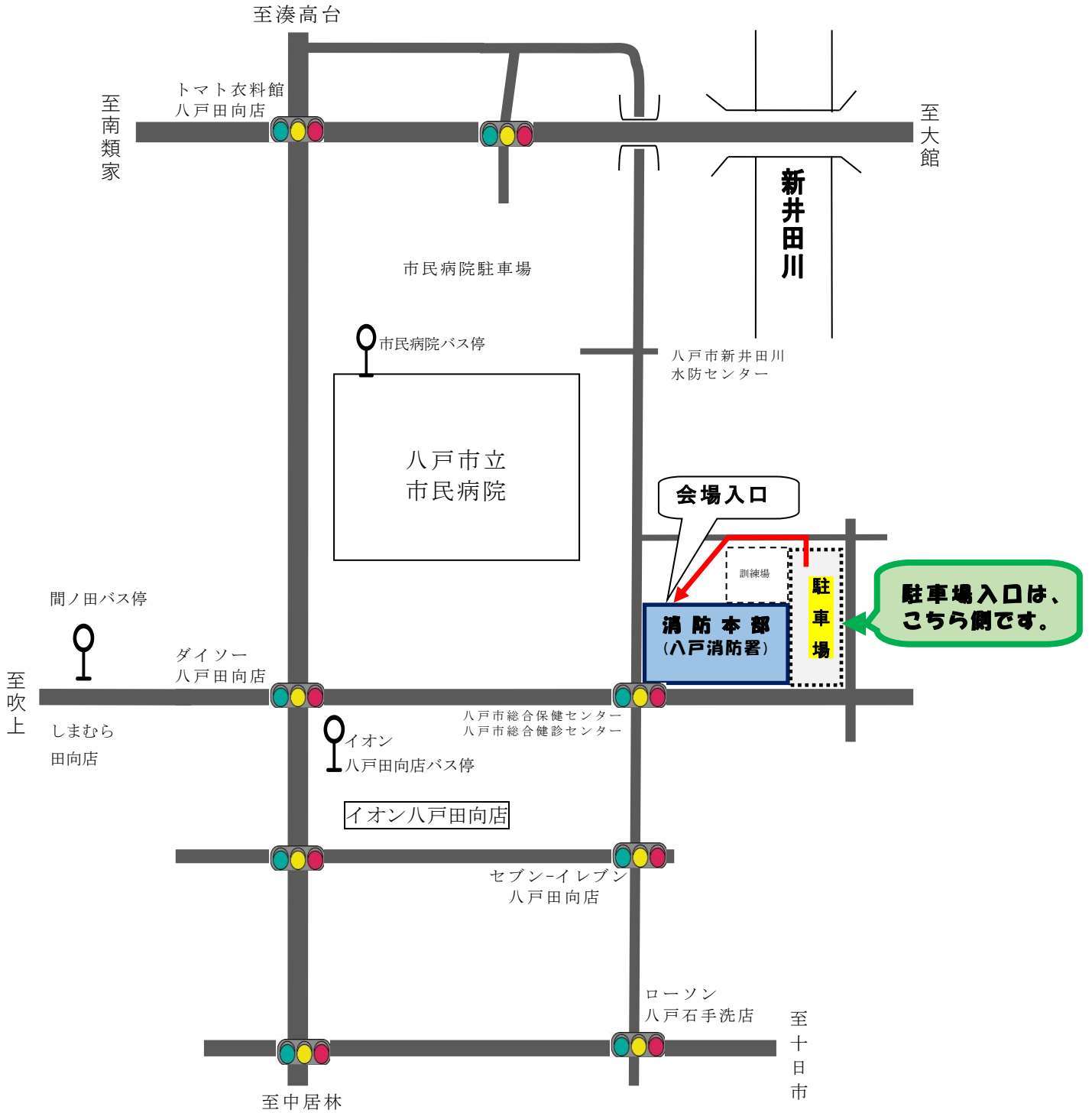
URL: <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/section/koiki/shobo/koshu/index.html>



## 4 会場

八戸消防本部 5階 防災教育・研修室（八戸市田向五丁目1-1）

### <会場案内図>



※市民病院バス停、イオン八戸田向店バス停から徒歩で約4分です。



## 7 講習区分・時間割

### 甲種新規 甲種防火管理新規講習

(1日目)

受付	09:00～09:40
オリエンテーション	09:40～09:50
防火管理の意義と制度の概要	09:50～11:50
昼休憩	11:50～13:00
受付(科目免除者 ※)	12:30～12:50
火気取扱いの基本知識と出火防止対策	13:00～15:00
施設・設備の維持管理	15:10～16:40
事務連絡等	16:40～16:50

(2日目)

受付	09:00～09:40
オリエンテーション	09:40～09:50
自衛消防	09:50～11:50
昼休憩	11:50～13:00
防火管理の進め方と消防計画	13:00～15:00
効果測定	15:10～16:10
修了証交付、事務連絡等	16:10～16:20

※ 「消防設備点検資格者(特殊・一種・二種)」又は「自衛消防業務講習(新規・追加)修了者」のいずれかの資格を持っている方は、1日目の「防火管理の重要性」及び「防火管理の意義と制度の概要」の受講が免除されます(受講することも可能です。)。お申込みの際、申請してください。

### 乙種 乙種防火管理講習

受付	09:00～09:30
オリエンテーション	09:30～09:40
防火管理の意義と制度の概要	09:40～10:40
火気管理	10:50～11:50
昼休憩	11:50～13:00
施設・設備の維持管理	13:00～14:00
消防訓練及び教育	14:10～15:10
消防計画の作成	15:20～16:20
修了証交付、事務連絡等	16:20～16:30

### 甲種再講習 甲種防火管理再講習

受付	09:00～09:30
オリエンテーション	09:30～09:40
防火管理に関する 消防法令等の改正概要	09:40～10:40
火災事例に基づく防火管理対策	10:50～11:50
修了証交付、事務連絡等	11:50～12:00

※ 乙種防火管理講習及び甲種防火管理再講習については、一部免除はありません。

## 8 その他

(1) 持参していただく物：受講票、顔写真付き本人確認書類等、筆記用具、受講料、昼食

(2) テキストは、当日、会場で配付します。

(3) 駐車場は、消防本部(消防署)の南側隣接地駐車場です。

(4) 駐車場と会場の行き来については、訓練場を通らないようお願いします。

(5) 防火管理講習を受講する必要がない方の例(※詳細はお問い合わせください。)

○ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった方

○ 必要な学識経験を有すると認められる方

1 労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された方

2 防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方

3 危険物保安監督者として選任された方で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている方

4 鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された方

5 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあった方

6 警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった方

7 建築主事又は一級建築士の資格を有する方で、一年以上防火管理の実務経験を有する方

8 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった方

(6) 各講習における遅刻及び早退については、修了証を交付できません。

(7) 講習をキャンセルされる方は、必ず消防本部予防課へ連絡ください。

## お問い合わせ先

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 予防課 TEL 0178-44-2133